

平成23年度第1回習志野市環境審議会

○開催日時：平成24年2月27日（月）14時00分～17時00分

○会場：習志野市役所第3分室2階会議室

○審議会委員：宮内一夫、中央重則、市瀬健治、佐野正利、篠田 裕、戎野棟一、
風呂田利夫、櫻田智之、高橋岩仁、稲葉美佐子、鈴木とし江、中村元英、
宮西弘子、佐藤佐知子、古月輝昭、宮村庸一
〔欠席2名：田村裕子、時田尚敏〕

○市側：宮本習志野市長
環境部長、環境部参事、環境部次長、環境政策課長、
クリーン推進課長、公園緑地課長、環境保全課長、
クリーン推進課係長、環境部参事（クリーンセンター所長）、
クリーンセンター業務課長、クリーンセンター施設課長、
クリーンセンター施設課主幹、
（事務局：環境政策課） 環境政策課係長、環境政策課主事

開 会

【環境政策課長】 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、平成23年度第1回習志野市環境審議会を開催いたします。

お手元の資料をご確認いただきます。右上に配布資料と書かれているものが全部で3種類あるかと思います。もしない場合は、事務局に一言お声かけいただければと思います。

本日の次第ですが、スライドをごらんいただいて、結構盛りだくさんの状況がございます。第1回ということで、この開会が終了後、委嘱状の交付、会長、副会長、そして諮問事項、報告事項ということで移らせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、まだ会長が互選をされておられませんということで、それまでの間、進行は私、環境政策課長から行わせていただきます。

あと傍聴者、本日、希望が1名おります。まだ傍聴の可否については決定しておりませんが、現在、室内への入場は許可しております。また、本審議会、結構、市民にかかわる部分を審議するということもございますので、会議録を作成して、後ほど皆さんに回覧等をさせていただくということで、会議録の作成についても予定しております。

委嘱状交付

【環境政策課長】 それでは、早速、委嘱状の交付に移りたいと思います。

環境審議会条例の第3条に基づいて、スライドにありますように、任期につきましては

2年と。まず、習志野市長、宮本泰介より委嘱状の交付に移らせていただきます。自席にて、市長が回っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔委嘱状交付〕

【環境政策課長】 本日、所用でこの場に出席できないということで、スライドにあります商工会議所から田村委員、農業協同組合から時田委員、お二方、委員として務めていただけるということで、現在、18名でこの環境審議会が発足したということでございます。

市長あいさつ

【環境政策課長】 では、開会に当たりまして、習志野市長、宮本泰介よりごあいさつ申し上げます。

【宮本市長】 皆さん、改めまして、こんにちは。習志野市長の宮本泰介です。本日は、公私ともに大変お忙しい中を、しかも、きょうは寒風が非常に強く吹いている最中でございます。そういう中を環境審議会に当市役所まで足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。また、環境審議会の委員の委嘱に当たりましてご快諾をしていただきまして、まことにありがとうございます。

今回の環境審議会でございますが、実は平成23年10月3日から環境審議会条例を一部改正をしたことによりまして、大きく様変わりをいたしました。従前ですと環境審議会の部会が、公害、廃棄物・リサイクル、自然保護・緑化推進ということで条例にあらかじめうたっておりまして、その部会に基づいて行っていたわけですが、昨今の時代の流れ、その他いろいろな社会状況に合わせたより柔軟な審議会の構成が図られるようにということの中で、今回の条例、新しく4部会を想定して、必要に応じて審議会でいろいろな部会ができるという形となりました。そういった意味で、今回の審議会は、車に例えるとフルモデルチェンジした、そういう審議会ということになります。

これから先、皆様には習志野市一般廃棄物処理基本計画について私のほうから諮問をさせていただくわけですが、この計画が平成19年から始まりました。平成19年から平成32年までの14年間の計画ということで始まったわけですが、その計画の中に平成23年度が見直しの時期であると、このようなことが書かれております。これに基づきまして、本日、平成23年度の環境審議会の諮問としてこの見直し、改訂案を皆さんにご審議をいただく、こういう流れでございます。

詳しいことはこれから職員からありますが、まさしく時代の早い流れにこれから私たちが、そして習志野市としてどういうふうに対応していくのかということが問われております。最近では、東日本大震災を初めとしていろいろな場面での環境に対する皆さんの関心が高まってきております。そのような中で皆様がそれぞれの見地から、それぞれの御専門の立場から、この審議会を運営していくことについて、私、市長として大変に期待をし、習志野市の環境政策の向上につながるものと確信しているものでございます。

どうか皆様におかれましては、大変お手数をおかけするわけですが、環境審議会に引き続きの御支援、御鞭撻を賜りたく、お願いを申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

会長及び副会長の選出

【環境政策課長】 では、早速、環境審議会、第1回ということですので、会長及び副会長の選出に移ります。

条例の第4条によりまして、委員の互選により会長、副会長を置くこととなっております。スライドをごらんいただければ、会長の職責、要は議長として会議を仕切っていただくということになります。

今現在16名の委員がありますが、ぜひ、みずから、もしくは、この方がいいということがございましたら、発言をお願いいたします。A委員、どうぞ。

【A委員】 この審議会、前年度もさせていただいた者なのですが、今まで学識経験者の中から会長が選ばれていると思いますので、それに基づいて、前年度していただいた戎野先生、御無理でなければ、よろしく願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

【環境政策課長】 A委員から、今、戎野委員を前年度に引き続きお願いできればという御意見ですが、皆さん、よろしければ、拍手をもってお願いしたいと思います。

〔拍手〕

【環境政策課長】 戎野先生、よろしいでしょうか。

【会長】 引き受けさせていただきます。微力ですが、皆様方の御協力をいただいて、習志野市の環境がよりよいものになるように努力したいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いします。

【環境策課長】 よろしく願いいたします。戎野先生、会長席をお願いいたします。

では、会長が選出されましたので、ここからの議事は会長である戎野会長にお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、早速ですが、副会長を選んでいただきたいと思います。副会長について、どなたか立候補ないしは御推薦ありますでしょうか。

【A委員】 私ばかりで申しわけないですが、せっかく市議会の議員の方がいらっしゃいますので、前回もそのような形で引き受けていただいたように思いますので、宮内議員、よろしく願いしたいと思いますが、皆さん、いかがですか。

〔拍手〕

【会長】 では、宮内さん、お願いします。

議事録署名委員の指名

【会長】 前後しますが、先ほど職員の方から御説明がありましたように、この会議は議事録をとるということになっておりますので、議事録の署名人をあらかじめ決めておく必要があると思いますので、議事録の署名人は順番で央さんと稲葉さんをお願いしたい。よろしくお願いします。

会議が終わった後に事務局のほうでまとめられたものについて署名をもらいに伺うと思いますので、その際はよろしくをお願いしたいと思います。

それから、会議が始まりましたので、傍聴の方が1名いらっしゃるということなので、傍聴をお認めしたいと思いますが、御異論はありませんでしょうか。

傍聴をお認めしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、お認めしたいと思います。よろしくお願いします。

では、宮内さん、一言。

【副会長】 私も微力ながら、習志野市の環境を一步でも前進するように、皆さんと一緒に努力してまいりたいと考えています。よろしくをお願いしたいと思います。

諮問及び審議

一般廃棄物処理基本計画の改訂について

【会長】 それでは、これから議事に入りたいと思いますが、先ほど御説明がありましたように、今回の議事は諮問事項が1件と報告事項が2件でございます。

諮問事項は、皆さんのお手元に資料があつて先に配られていると思いますが、一般廃棄物の処理基本計画の改訂についてということです。報告事項は、地球温暖化防止関係にかかわる計画策定についてということと、習志野市における放射能対策について、その2点です。

それでは、まず一般廃棄物処理基本計画の改訂にということについて、宮本市長より諮問があるということなので、宮本市長、よろしくお願いいたします。

【宮本市長】 それでは、習志野市環境審議会会長、戎野棟一様。習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版 案）について。このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定に基づきまして、審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

【会長】 宮本市長は、所用があつて退席されるということなので、宮本市長、どうぞ御

退席ください。

【宮本市長】 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、環境政策課長より環境審議会の目的について、説明をお願いします。

【環境政策課長】 スライドは、今、場所を変えますので、スライドを見ながら御確認いただければと思います。

先ほど市長より若干説明がありましたが、この環境審議会、去る9月の定例会で大きく様変わりをしました。ということで、従前よりこの審議会に御協力されている方も委員としていらっしゃいますので、改めてどのような点が変わったかを会議に先立ちまして御説明申し上げます。

まず、今回、様変わりした経過を御説明させていただくと、6月30日の時点で前期の委員の任期が終わりました。それまでの間、特に公募委員につきましては、年1回程度しかないのかなということもあって、なかなかこの環境審議会自体、活発な議論の場というふうにはいかなかった部分もあろうかと思います。

ということで、審議会の運営自体を見直そうということで、今、お手元にありますように、条例及び条例の施行規則自体の改正を行っております。施行規則につきましては、今回、改めてつくったという状況です。

主な改正点は、それまで条例の中にうたわれておりませんでした、一番今日的な課題と言われる省エネの問題、地球温暖化防止対策に関する問題、これを所掌の中に加えております。

それと、今まで、以前、この審議会に御協力いただいた委員ですと、例えば委員になると何々部会ということで部会が固定されておりました。ということで、例えば廃棄物部会というところに入ると、ほかの自然保護部会の審議にはかかわれないということがありましたが、今回は、まず、以前は3部会制度であったものを、基本的には案件によって創設できますよと。今、事務局で考えているのは、以前からあります公害にかかわる生活環境の部会、廃棄物の部会、自然保護の部会、エネルギーの部会、これらが想定されるのではないかと思います。

ということで、まず部会がある意味、フレキシブルにつくれるという中では、今度、部会への所属についてもなるべく多くの委員の御意見をいただきたいということで、1委員1部会であったものを委員希望というか、こちらからのお願いも含めて、できるだけ御参加できるように複数の部会への所属を認めております。また、以前は会長は部会に所属することができませんでしたが、会長、副会長も部会に所属をすることができ、御意見をいただけるという形をとっております。

ということで、部会の設置に関してかなり柔軟な対応ができるようになっておりますので、部会の設置そのものを会長の権限によって審議会に諮って決める。内容としては、名称、会務、設置期間、所属委員について、案件によって決めるという形になりました。

一応、以上が環境審議会の今後の運営ということになります。ということで、本日、諮問事項がある中では、どのような部会で、いつまでの期間で、何人の委員でということも議論になろうかと思しますので、御承知おきのほど、よろしくお願いいたします。以上です。

【会長】 それでは、引き続きまして、クリーン推進課長より諮問事項にかかわることについて御説明をお願いしたいと思います。

【クリーン推進課長】 それでは、今回の諮問事項であります習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版 案）の概要につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

お配りしてあります配布資料1とスライドをごらんいただきながら御説明をさせていただきたいと思えます。

なお、説明の中で現在の一般廃棄物処理基本計画につきましては、現行計画、今回の改訂版につきましては改訂計画という呼び方で御説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

スライド説明

以上が習志野市一般廃棄物処理基本計画（改訂版 案）の概要となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。今、クリーン推進課長から説明をしていた習志野市一般廃棄物処理基本計画改訂案について御質問等、何かありましたら。

【B委員】 その前に、これ、突然出してきているんですけど、今、説明を受けて、本来なら、審議会があるならば、委員には1週間ぐらい前にこれを出して、検討というか事前に見てもらって。じゃないと、今の説明だけで、意見は出るかもしれませんが、まさか、きょう、これで結論出すという意味じゃないですね。そういうスケジュールはどうなっているんですか。いつまでに結論を出すか、改訂版に関してね。

【会長】 説明したいと思えます。今は一般的な、総括的な質問をしていただいて、具体的なことは、先ほど環境審議会の部会制というのがあったと思うのですが、その廃棄物関係の部会を皆さんの賛成が得られたら立ち上げて、そこでもんでいただくというか、そこで検討していただく。だから、きょうは一種のお披露目であって、こういう案件を処理する委員会をこれからつくりたいと思えますが、よろしいですかということが、きょうのメインの内容だと思います。そして、その部会に、先ほど、前回までの審議会と違うのは、固定した部会ではないということなので、後でお諮りしますが、この案件を審議する委員会に参加希望の方を募って、基本的にはそこで議論していただく。きょうは、こういうことをその部会にゆだねていいかどうかということを決めるというのが、きょうのメインテーマということになろうかと思えます。ですが、せっかく皆さん集まっていますので、この機会に聞いておきたいことがおありになったら、この場で、こういうことがこ

の計画の問題じゃないかと。その辺を、例えば部会にゆだねるにしても、そこで十分検討してくださいという御意見があれば、ここで伺えばいいんじゃないかと、そういうことで総括的な質問ということで時間をとらせていただいています。

【B委員】 もう一つ、先ほど言った、いつごろ結論を、改訂版、これでいいよと、あるいはこうしなさいと。最終はどれぐらいを目標に持っているんですか。事務局……

【事務局】 この後、部会をつくっていただくのですが、その部会では、3月に大体2回を予定しております。その後、パブリックコメントに1カ月かけまして、5月に入りましてから部会を1回と全体の審議会を1回ということで考えております。

【B委員】 ということは、3回ぐらい部会をやると。

【事務局】 部会を3回を予定しています。

【B委員】 議論してくれと、こういうことですね。

【事務局】 はい。

〔「質問よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

【戒野会長】 どうぞ。

【C委員】 10年先の計画ということですよ。冒頭でもあったのですが、今ある溶融炉が9年たって老朽化という言葉が出ていたんだけど、見通しはどれぐらいまで使うつもりなのかということですね。

それから、容器包装リサイクル法への関連は検討に入らないのかどうか。

もう一つ、し尿処理に関しては、近隣でも同様の傾向があると思うので、例えば一部事務組合化みたいなことまで検討に入るのか、お聞きしたい。

【会長】 3点ぐらいあったかと思うのですが、溶融炉がこれからどれくらいもつのかということが1点あったわけなのですが、2番目は容器包装リサイクル法との関係、最後はし尿処理の共同化という、その辺の。

【クリーンセンター施設課長】 清掃工場の溶融炉の寿命ということで、今、御質問があったと思うのですが、当初、設計から計画的には20年という見込みでつくられた溶融炉でございます。老朽化という表現が妥当かどうかと言われると難しいところもあるのですが、現状、整備等が行き届いていないところがあったという事実がございまして、炉本体の傷みもあります、ある程度、一般共通系のコンベアであるとか、そういった部分の傷みもありますよということでございます。

それと、何年ぐらいまで使う計画ですかということですが、20年たちました、はい、壊しますということではなくて、ある程度、長寿命化計画をさせていただいて、いろいろな整備をさせていただいて30年使えるという目標で整備をしていきたいと考えております。以上です。

【C委員】 この基本計画は、溶融炉でいくということ。

【クリーンセンター施設課長】 はい。

【会長】 2番目の容器リサイクル法との関係。

【事務局】 容器リサイクル法につきましては、容器リサイクル協会というのがあります、そこが国等からの指針を実行に移しているということで、その指針に基づいた形で、今の習志野市の廃棄物についても容リ法に基づいた形で処理は行っております。ただ、先ほどありましたように、収集から分別というその点に関しましては、今後は私ども習志野のほうも考えていかなければいけないと。先ほどの図であったように、ペットボトルというのがあったのですが、瓶と缶とかというのが一緒にのラインにあたりとかというところにつきましては、もともと容器リサイクル法の中では循環型社会、できるだけ廃棄物にしない、資源物として使おうという趣旨がありますので、それについては、この一般廃棄物処理基本計画の中には、その趣旨を盛り込んだ形で策定しております。ただ、具体的な案につきましては、もともとの処理施設自体の改修等も必要になりますので、この改訂案が認められた時点で次の計画に入りたいと考えております。

【会長】 もう一点は、し尿処理、くみ取りのあれが減っているという状況の中で、習志野市単独ではなくて、共同化というか、効率化というか、そういうことは考えられるのかと、そういう御質問だと思うのですが、その辺は。

【事務局】 来年度、予算の中で、将来計画というものを作成する予定でおります。その中では、今の茜浜衛生処理場自体が23年が経過しておりますので、老朽化しているという中で、またそのし尿と浄化槽汚泥の量が減ってきているということもありますので、推計でいいますと、10年先には10キロを切るという予測もしておりますので、今の施設が10キロ切りますと処理ができなくなるという状況もございますので、いずれ廃止する方向で広域処理、あるいは新たな小規模な前処理施設を設置するという事で計画をする予定でございます。

【会長】 それでは、先ほどは今後、そういう計画をつくりますよということでしたね。

【事務局】 はい。24年度にそういった将来計画を策定する予定でございます。

【会長】 御質問された方、よろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

【会長】 ほかに何か。どうぞ。

【D委員】 2つあるんですけど、自然災害なんかによるがれきなんかは、ごみの処分の中ではどこに含まれるのかなというのが第1点。今、一番問題になっているのは、東北で出たがれき処理をいろんなところをお願いしてきていると思うのですが、なかなか引き受けるところがないと。本市がそういうことで、全く傍観していいのかなと。その位置づけもこの中で位置づけられているのかなという、その2点、質問いたします。

【会長】 がれき処理というのは、どの範疇に入るのかという点と、東北地方のがれきの処理に対する習志野市の対応というか、引き受ける引き受けないというか、その辺のことについてお考えはあるのかという、そういう御質問です。

【事務局】 まず、御質問が2つあったかと思います。今現在の処理は、先ほどあった図の中で、がれき自体がどこに位置づけられているかということと、もう一つは具体的な東

北の関係のがれきのことだと思います。

まず1点目のがれきについては、正直なところ言って、ここの計画をつくる、過去の経緯の中では、今のクリーンセンターは受け入れたことがないという状況であります。実際、習志野市内で発生したがれき、例えば香澄地区ですとか谷津地区のブロックの倒壊やなんかは産廃になる関係もあるので、今の時点では一時的に茜浜にあります最終処分の予定地のほうに保管をして、最近、国費等を使う中で処理ができるかなという見通しが立っている状況です。ですので、この一般廃棄物処理基本計画の基礎数値になる部分に関してがれきというのが入っていることはないです。

東北に関してのがれきの受け入れに関しては、これは議会の中でも習志野市の体制といえますか、受け入れ体制の御質問いただいている部分もあります。

まず、大きなところでは、今の清掃工場、先ほど施設課長のほうから説明があったように、炉の状態が決していいとは言えないという中で、自前の出てきたごみ、通常の生活ごみの処理がまず優先される中でいくと、なかなか受け入れるだけのキャパは難しいかなという判断があります。

あと、放射性物質が含まれている含まれていないは別として、今、東北にあるがれきの状態が、このまま直、習志野の清掃工場に持ち込まれた場合に、すぐに破砕できるような設備が調っていない。大きなまま燃やすことができる炉ではありませんので、そこら辺の設備的なところのクリアがまず優先されるだろうと。ただ、市長のほうから相互扶助という部分の観点がありますことから、調った段階では受け入れていきたいという意向を議会の場でも表明しているという状況です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【D委員】 一般廃棄物処理基本計画ということだから、そういうものについては、とりあえず対象外というような、そんな考え方もあるんですかね。

これから、自然災害というのは、首都圏直下型の地震とか、東海沖地震とか、津波なんかも予想されていて、ここに津波が来るかどうかわかりませんが、実際そういうものが起きたときにどうするかということは考えておく必要があるのではないかと思いますね。だから、この一般廃棄物処理基本計画の中にも、そういうものが範囲として入るのかどうかわかりませんが、私、不勉強なので。だから、その辺のところは考えておかないといけないと思いますね。そういう大規模なものが起きたときには、習志野市だけではなくて、近隣と協力してどうこうするという、連携プレーが必要になってくるだろうと思うんですよ。今回、たまたま東北がそうなったということなのですが、そのときはそこに行って、こっちがなったときに地方にお願いしますといっても、それは無理な話ですよ。相互扶助ということで考えていかなければいけないんじゃないかな。実際の具体的な対策というか、計画はともかくとして、そういうものをこの中で考えていく必要があるんじゃないかなと思ったのです。そういうことで質問したわけです。

【会長】 ほかに御質問はありませんか。どうぞ。

【E委員】 初めて、きょうから参加させていただきます。なかなか情報が少なくて申しわけないです。今、御説明いただいた内容は、ほとんど人当たり、要するに原単位当たりで計算されていると思うのですが、将来の習志野市の人口見込みというのはどうなっているのか。それから、過去において1人当たりの増減は傾向としてどうなのかというあたりの状況は、いかがなものなのでしょうか。

【事務局】 人口推計ということですが、今、この計画の中にも載せる予定といいますか、正確な数字は載せる予定なのですが、国勢調査の人口をもとに、今、企画政策課のほうで推計値を出していただいているのですが、その数字が国勢調査の発表がくれたことによって、まだ出ていないのですね。ですので、この部会をやっている中でその辺の数字が固まるといいますので、それで推計値が確定するということになるのかなと思います。

【E委員】 将来予測に関しては、習志野市の開発計画とも絡んでくると思うのですが、その予測がないと、実際にどれだけ処分できるのかというキャパシティとの関係で対応がかなり難しくなってくると思うのですが、今の習志野市の計画ですと、どれぐらいを予測として見込もうとなさっているのか、そのあたりはいかがなのでしょう。基本的には人口増のほうにいくように政策的には誘導していると思うのですけども。

【事務局】 今、お手元にこの改訂版の素案がありまして、ちょうど、今、そこに書かれている人数、人口の部分が、先ほどクリーン推進課長から説明がありましたように、国勢調査をもとにした人口推計をもとに入れ込んでおります。今は、まだこの人口推計自体、習志野市全体の中では企画政策課というところでやっているのですが、まだ最終的な予測数字が確定されておりませんので、これは部会の審議までには確定できれば、ここに数字を当て込んでいこうかと思います。ただ、E委員から言われたように、今、習志野市自体は人口は減るではなくて、ふえるというふうに予想がされています。先日、中間報告というか、国勢調査の結果をもとにした習志野市に関していうと、右肩上がりというよりは、一時的に開発されている地区があるので、ふえるであろう。ただ、人口について言うと、層が変わるだろうねということ言われています。若年数が若干上に上がるとかということで、生活に直、密着できている住民の方がかなりふえてくるだろうということも予想されております。

ということで、まだ人口推計の確定が出ていないので、それはわかり次第、当てはめようかなと思います。先ほどあったように、それには、例えばJR津田沼の南口の開発とか、そこら辺の要素は加味させております。

【会長】 ほかに。

〔「一つ、いいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

【会長】 はい。

【F委員】 焼却炉のことについてお聞きしたいのですが、先ほどの御質問で、9年たつて大分老朽化が見られるけれども、修理のようなことをしながら30年、ですからあと20年ほど使うのが予定であるというようなお話ししたのですが、そうすると、今の焼却炉

は溶融一体式といいますか、ガス化溶融で、それぞれの焼却炉にはそれぞれの特徴があるわけですね。かなりの高温でレジ袋まで一緒に燃やすという方式だと思うんですね、習志野のやり方は。メリットとデメリットというお話も載っておりました。あれは使う炉によって燃やし方が異なりますから、うちのはコークスも使うということで、習志野にとって一番ふさわしい有効なやり方というのは、当然、初めから決まっているのではないのでしょうか。あの話を聞いていると、別の燃やし方ができるのかなとか、何かそういう分別の方法をもっとこまめにやると、もっと有効にあの炉が使えるというお話なのではないでしょうか。使う炉は決まっているわけですから、クリーンセンターの方に、どうやったら、あと20年間使うためにはというような情報が我々にないと議論が煮詰まらないのではないかと思います。

【会長】 今の御質問は、習志野市の焼却炉というものは決まった炉であるとすれば、それにふさわしいごみの収集のあり方というのが、その対応はどうなんですかという、多分、そういう御質問だと思うんですけど。

【事務局】 質問の内容を取り違って理解してしまって申しわけないのですが、まず、長寿命化計画そのものは、現状の炉のシステムを変えようということではなくて、現状の中で、ある程度寿命を延ばしていくためには、期間的な整備をしなければならないであろう。当然、電氣的な設備、コンピュータ関係にいたしましても、短時間でシステムが変わっていくというのがありますので、まず機械的な部分と電氣的な部分、こういったものも含めて期間整備をしていかなければ長寿命化が図れないだろうということで、これからその内容を精査して、金額的な裏づけもとりながら整備していく計画をつくりたいと思っております。

それと、今、収集の件と溶融炉のシステムの件ということの中で、現状と収集の仕方という部分だと思うのですが、溶融炉そのものを考えた場合、先ほどデメリットでも御紹介があったとおり、プラスチックのごみ、あとは雑紙関係、こういったものを細かく分別をして集めるということがごみを減らしていくことの一方法として有効であろう。ただ、現状といたしましては、ある程度、プラスチックごみに関しては熱回収という形を溶融炉のほうではとらせていただいておりますし、ある程度の雑紙に関しましても、コークスを現状、処理トン当たり何トンのコークスを使うんだということで、なるべくそのコークスを使わないような運転ということの中での運転の管理をしていただいている現状の中では、仮にプラスチックのごみ、あるいは雑紙関係、これが全くなくなってしまったという条件を考えたときに、コークス量がふえるであろうということは予測は多分にできます。ただ、方式としてどうなのか、ごみを減らすということはどうなのかという部分との、ある程度、政策的な判断は出てくるのかなと考えております。

現状といたしましては、溶融炉のいろんな協会というか、いろんな団体があるのですが、その中ではごみの分別をやり過ぎたとは言いませんが、細かくやった場合に、コークスが随分ふえてしまったという事例もあるように伺っておりますので、その辺のメリット、デ

メリットも含めて検討していただきたいと考えております。清掃工場を管理している施設課担当といたしましては、熔融炉の寿命とか、そういった整備のほうをメインに考えていきたいと思っているのが本心なところではあります。ですから、ここで発言するのがどうかと思ったのですが、御質問の趣旨がそういうことだろうと思いましたので、お話しさせていただきました。以上です。

【F委員】 ありがとうございます。もう一つお聞きすると、今、おっしゃっていただいたのと同じ答えかもしれないのですが、分別をして事細かくやって、例えばレジ袋は入れないでくださいと決めると、それは非常にきれいなことなんだけど、このレジ袋を市指定のごみ袋に入れたのでは、全く同じことになりますよね。ですから、習志野市で使っている熔融炉はこういう方式で、こういうメリットがありますから、今までどおりに使っただけでも何の問題はないんですよ、そのほうがコークスが少なくて済むんですよというような、極端かもしれませんが、そういう考え方もあっていいんじゃないのかなという、それとは違いますかね。余り細かくやり過ぎると、レジ袋は一切だめですよ。あるいは、それはどこに行くんですかという、指定のごみ袋の中に入るということで、何をやっているんだろうという、先ほどのメリットとデメリットの中でね。

【事務局】 今の御質問、非常に難しい御質問でございまして、答える側としても、今、こうだと明確には申し上げることはなかなか難しいところがあります。一般のごみ袋を指定するということは、ごみ袋の有料化、店に行ってお金を出さなければごみが出せない。ごみ袋を買わなければごみが出せないというふうな状況に持って行って、経済的な負担をできるだけ減らすために、ごみを出す側としては、できる限りごみを減らすと、そういう抑止力をねらった考え方としてあるのではないかなと思います。

今、このごみ袋の指定のことにしましては、指定をしている自治体も結構ありますし、むしろ多数派になっているかとは思いますが、都内などではごみ袋については限定をしない。もともと指定袋があったんだけど、それをまたレジ袋オーケーという方向に持っていくというふうなケースもあるようです。これが今、御質問にあったように、レジ袋を使おうが、市の指定のごみ袋を使おうが、ごみの減量とかということではなくて、焼却の際の炉への負担、これらについては同じではないかと、そういった発想があるのかなと思います。

我々としては、どちらのほうに軸足を置くのか。ごみ袋を有料化することによってごみ減量をねらう方向にいくのか、それともごみ袋については限定をせずに、ある程度のプラスチックごみの焼却によって、今の炉に対しての負担、その辺についても工夫をしていくのか、できるだけコークスを使わないような方向に持っていくというふうにシフトするのか、この辺、どちらを選ぶのかというのは非常に悩ましい問題かなと思います。

私どもとしては、両論併記的なことまでは何とか持っていけるのですが、これをできずれば、この審議会の中でも御議論いただいて、我々に対していろいろと御教授いただければというふうなところでございます。

【副会長】 議長、交代します。

【会長】 伺いたいんだけど、習志野市の場合は、大手のスーパーというのはイトーヨーカドーがあるのですが、それ以外のところでもレジ袋というのは、どの程度、例えば、私が住んでいる佐倉市だとレジ袋要らないというところも2円引いてくれるのですが、その辺は、そういう小売店というか、そういう業者が習志野市の場合はどの程度あるのか。だから、レジ袋というのはどの程度使う。習志野市の場合、先ほどごみ袋のかわりにレジ袋でもいいということで、結構レジ袋使われているんじゃないかという気がするんですけど、その辺はどうなの。ごみとして出されるのは、かなりレジ袋で出されているケースが多いですか。

【事務局】 全体的な傾向で見ますと、ごみ袋は、はっきり申し上げまして、レジ袋で出されているもののほうが圧倒的に多いというふうに申し上げてよろしいかなと思います。これは言うまでもなく、市の指定袋ということでなくて、推奨袋というんでしょうか、お店で購入することはできますが、言ってみれば、買い物をしたときに入れてくれた袋をそのままごみ袋にして出したほうが、ごみを出す側にとっては経済的な負担がないということになりますれば、当然のことながら、自分でごみ袋を買って出すということよりもレジ袋を使ったほうがいいということになります。

今、会長から習志野市内の大手のスーパーでというお話だったのですが、私が聞き及んでいる範囲では、イオンがレジ袋は要りませんということを申し上げると2円引いていただけというふうな事例はあるようですが、ヨーカドーさんほか……

【副会長】 ヨーカドーもやっているよ。

【事務局】 やっていますか。

〔「ヨークマートもそうです」と呼ぶ者あり〕

【事務局】 今、そういうふうな形で、できるだけお店のほうでもレジ袋を減らすということについて取り組んでいただいているようなケースはあるのですが、実態としては、レジ袋でごみが出されているほうが圧倒的に多い。それが実態でございます。

【会長】 ほかに何か御質問。どうぞ。

【C委員】 12ページのごみ質のグラフですが、最近になるに従ってプラの比率が減ってきていると。これは発熱度ベースで言うとどんな変化なんですかね。

それと、今の溶融炉の基本的なごみ質のカロリーというのはどれぐらいで燃やしているのか。その2点、お願いします。

【会長】 現時点での習志野市のごみの内容を考えると発熱量はどのくらいかということと、それが溶融炉との関係でどうなのかということ。

【事務局】 今の御質問、2点ございました。12ページのごみ質のグラフをごらんいただきますと、年度によりまして若干の変化はあるのですが、紙類が半分近く、あるいは半分以上を占めていると、こういう実態は、基本的にはずうっと変わってないわけですね。例えば、ここの紙類を大幅に減らしたときに、熱量としてどうなのかということでござい

ますが、正直言って、私ども今、データとして持っているわけではございませんが、紙ごみの分別を徹底して溶融炉のほうに持っていくことをできるだけ避けたと、そういう自治体の例もあるようなのですが、そうしますと、コークス量はかなりふえると。数字的にどれぐらいというふうなことはなかなかわからないのですが、相当程度コークスがふえたというふうな実例はあるようでございますので、一面では分別を徹底しなければいけないということは、環境問題の建前としてはあるのですが、本市の炉の実態からしまして、紙ごみがある、あるいはプラスチックごみがあるということで、炉の中の熱量がある程度保たれる。その分だけコークス量が少なくて済むと、そういう実態があることは、これは紛れもない事実でございます。

先ほどカロリーがどれくらいというふうな御質問もいただきました。明確な数字でお答えできませんので、今、私が申し上げたような中身で、ごみ質の中に占めている紙類が半分、こういった実態からして、これをギュッと減らしますと、逆にコークスの量が相当ふえると、そういう関係にあるということだけ御理解いただければと思います。以上でございます。

【会長】 ほかに。

【副会長】 この紙ごみが半分というのは、今のコークスの関係なのですが、その自治体はどこなんですか。紙ごみを減らしてみたら、コークスの使用料が大幅にふえたとか。そこをきちんとした数字をこちらでとらえるべき必要性があると思うんですよ。習志野が使っている直接溶融炉を建設のときに、一番懸念材料はそこだったんですからね。コークスをたくさん燃やすと、CO₂がたくさん排出されると。これはだめなんじゃないかということで、議会で一たん否決されたんですよ。そういう経過があるんですよ。けども、それをいろいろな手法を使って、結局は成立させて、今の直接溶融炉が導入された経緯があるわけですから、それらをずっとそこは懸念材料として持っているわけですよ。ごみ減量をしようと呼びかけると炉がうまくいかないということですから、本来はあってはならないことなんですよ。

【事務局】 ただいま申し上げました事例の自治体、これがどこかというのは大分市だそうでございます。かなり紙ごみの分別に取り組んだ結果、コークス量がふえたという事例の自治体は大分市ということでございます。

先ほど、紙ごみをギュッと減らすとコークスがふえるよという、単純なお話をしましたが、ごみの総量を減らしていくという努力に関しましては、これは続けていかなければならないということがございます。と申しますのは、今、私どもの清掃工場には炉が3つあります。3基炉がありまして、当初の運転では2基運転でいきたいと。どういうことかと申しますと、非常に高熱を使いますものですから、運転をするのは常時2基、1基は休ませておくと。そのローテーションでずうっといきまして、休んでいる炉に関しては必要なメンテナンスを施していくと、こういった運転の仕方ではこうというふうな計画をしておったわけですが、実態といたしましては、休むべき炉を動かさなければいけない。3炉

を一斉に運転しなければいけないというのが、3炉運転しなければいけない時期が必ず毎月ございます。したがって、その分だけ炉に負荷がかかっているということは、間違いがない事実です。最近になりまして、先ほどの説明でもありましたが、ごみは減っております。可燃ごみも当然減っておりますが、減ってきて、ようやく、当初見込んでいた量に近づいてきたのかなというふうな実態でございまして、そういったことからしますと、ごみの減量化を図っていくというのは、これからも継続的に取り組んでいかなければいけないということだけは、間違いのないものでございます。以上です。

〔「今の関連で」と呼ぶ者あり〕

【会長】 どうぞ。

【副会長】 大分市であれば、大分市にどの程度、紙ごみを減量化したことによってボックスをどのくらい使わざるを得なかったのかということ、実績をちゃんと聞いておくべきだと思うんですよ。そのことによって是か非かというのをこの審議会でも議論しなきゃいけないだろうと思うんですよ。この辺は、もしも把握していれば、答えてもらい、把握していないのであれば、きちっと大分市に問い合わせさせていただいて、審議会でそういう議論ができるように、データをちゃんとそろえていただきたいと思いますけども。

【会長】 確認ですが、大分市も溶融炉ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】 炉そのものはいろんな炉があると思うので。

【事務局】 方式としては直接溶融炉、同じタイプでございます。

【会長】 はい。

【C委員】 熱量確保のために紙をふやすとか、ふやすとは言わないけど、確保するとか、プラを確保するというのは本末転倒な話で、分別はし、紙は燃やす紙を減らし、プラ減らしというのは、これは大きな流れだと思いますよね。その場合、熱量確保であれば、例えば、産廃のあわせ処理みたいなものを視野に入れて、それで熱量確保しながら多少の処理費を稼ぐと、そういうアイデアは出てこないのですか。

【事務局】 恐らく、今の御質問は、紙のかわりに産廃の燃えるものを……

【C委員】 プラで、例えば。

【事務局】 実を言うと、習志野市の立場からいくと産廃の処理ができないという状況があるんですね。産廃自体が県の事業ということもありますので、今の習志野市のあそこで燃えているのは、すべて一般廃棄物の取り扱いになるので、それは別の法律のクリアがないと難しいのかなということでもあります。

【C委員】 法律ではあわせ処理は認めていますので、産廃のあわせは。

【事務局】 うちの施設自体が受け入れられることができない。あわせても産廃は産廃なので、それは難しいということ。

【C委員】 それは、この議論の外側で、基本計画の外側の話ですよということですか。

【事務局】 それは逆に言うと、今あった中でいくと、外の話の部分で法的なクリアを含

めて、うちの施設自体の位置づけを産廃を受け入れられるんだよという形になればという話になろうかと思いますので。今の時点では、今のあわせ処理というのは、あくまでも一般廃棄物だけを処理できる施設の中では難しいというふうに御理解いただければと思います。

【B委員】 大前提なんだけど、この一番初めの循環型社会を減らすと言いながら、今のコークスの話も、大体執行していくのは今のところも同じけども、これをうたいながら、一方、今おっしゃった委員の方みたいに、リサイクルきちっとしていかなければいけない、そういう分別処理が必要なんだというこの話は、当然、循環型社会だから目指すものがあるって、なのに紙のあれや燃料、カロリーを維持するために紙の問題、ペットボトルの問題、こういうものを燃やすとか、こういうことも必要だと一方で言うようなね。徹底した循環型社会をつくるのかどうか、こういうことをちゃんと、この部分でうたって、つくっていくのかどうかという気構えが執行部にないと、2で割って答えを出すみたいな話じゃなくて、大体どういう方向に向かっているのか、結局ごみ量を減らしていこうと書いてある。こういう徹底化がされているのかどうか、しようとしているのかどうか、これはどうなんですか。

【事務局】 一番大もとの議論になりますので、私のほうからお答えしたいと思いますが、まずは16ページ、パワーポイントで先ほどお示ししたものを印刷物としてお配りしておりますが、こちらのほうです。計画書の案ではなくて、先ほどパワーポイントでお示したものの下に16という番号が振ってあるところがあるかと思いますが、そちらをごらんいただければと思います。基本理念。市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成。基本方針として、1、2とあります。再生利用率の向上、排出ルール徹底。皆様にお考えいただく、御議論いただくものは、まずこの基本理念にのっとって、さらにこの基本方針を受けて行おうとしているさまざまな施策について御議論いただきたいと。まず、これが基本です。

ですから、先ほどの実態論として炉の熱量を確保するために、紙ごみはある程度あったほうがいいのか、プラスチックはある程度あったほうがいいのか。だから、分別は徹底しなくていいんだよということでは決してありませんので、まずは、この基本理念、基本方針にのっとった一般廃棄物処理基本計画をきちんとつくる。

先ほどの話に関しましては、これは実態としてそういうところもあるんだよということ御理解をいただければ。先ほどの御意見にもありましたように、本末転倒の議論を、この計画の中で正面切ってやっていこうという趣旨ではございませんので、この16ページに書きました基本理念、基本方針にのっとっての御議論をぜひお願いしたいということでございます。

【会長】 多分、習志野市が溶融炉を設定されたときにどういう議論をされたのかよくわからないのですが、一つは、ダイオキシン関係との問題が多分あったのではないかと思います。ある程度、高温で燃やすことによってダイオキシンの発生量を減らす。だから、

それに耐え得る炉をつくろうということで、多分つくられたのではないのかなと思うのです。

それから、この廃棄物の問題は、減量化の問題と、もう一つ、CO₂の問題もある。

ダイオキシンの問題とか、そういうのは非常に絡んだ問題になってくるんじゃないかと思うんですね。だから、そこら辺は利害得失というのも非常によく見極めないと、多分、熱量が下がって800度とか700度ぐらいまで多分下がってきたら今度はダイオキシンが出てくる。それはクリアできませんよと、多分、そういうふうな問題も恐らく起こってくるのではないかということで、恐らく、このガス化溶融炉というのは、今のあそこのように、JFEに見学に行ったことがあるのですが、廃棄物が非常に少なくて済むという点では非常にいい炉ではないかと思いますが、そのためにかなり高温で燃やさなければいけない。だから、ダイオキシンも発生しにくい、そういうメリットは多分あるのではないかな。ただ、ある程度高温にしないと、高温で燃やすというのは、ダイオキシン対策からも多分、高温で燃やしたというふうになっているんじゃないかと思います。だから、そこら辺が議論するときに、そういう問題もあるんだということを踏まえて議論していただかないと、多分いけないのではないかなと思います。

【副会長】 環境政策課長。

【事務局】 今、むしろ、行政側のことを会長から説明していただいたような経過なのですが、今の新しいといいますか、現行の清掃工場は、まさに戎野会長が言われたようなところで、まずダイオキシン対策が第一義的にありました。あと、今、旧清掃工場で前の清掃工場の老朽化、これが合わさった中であります。ただ、このときの選択肢については、先ほど副会長からありました部分がありますが、結論としては、今の炉自体は、先ほどあったように残渣が少ないとかというメリットは確かにあります。ただ、高温を保つためにはコークス以外の熱量が必要だと。ただ、それらのメリット、デメリットを考慮した中でも、当時としてはダイオキシン対策について言えば、あの炉を習志野市は選択したという状況があります。

施設課長からありましたように、建てて9年経過をしているわけですが、次を違う方式にしようかと、そうそう言えるだけの金額ではございませんので、むしろ、あの炉自体を有効にどのように活用していくかと、これは我々のほうの課題であるということは認識しておりますで、御理解いただければと思います。

【会長】 ほかに何か御質問は。

【E委員】 そうしますと、基本的には減量化、再生率の向上というところが基本方針になってくると思うのですが、先ほどのスライドの7枚目を見ますと、人口は増加傾向にあるんだけど、結果的にはこの5年間で1割以上の減量になっていると。そのあたりはどういう、むしろ、これはソフト面がきいているのではないかと思うのですが、どういう過程でこれが減量になっていったのか。もし、その対策が今後とも有効であれば、それがどういうふうな効果としてきいてきたのか、その中身みたいのが分析できていれば、参考にな

るかと思うのですが。

【事務局】 ごみの減量といひましようか、ごみの排出量の推移に関しましては、これまでもいろいろな場面で市民の皆さんからも御質問をいただいております。議会の中でも御質問いただいておりますが、結論から申し上げまして、私どもとして特定の理由、これがあつたからこうなつたというふうに明確にお示しできるものがございません。可能性として考えられるのは、世の中全体としてごみを減らしていこうというふうなことになるので、それが市民の生活パターンにも影響を与えているということも一つ考えられます。

それから、経済情勢がバブルの崩壊以降、ずうっと余り好転をしないまま推移をしていると。経済情勢もかなり影響しているのではないのか。特に事業系の場合は、企業、コストのことをかなり重視をいたしますので、この経済情勢も影響しているのではないかなと。

それともう一つは、ごみ自体の軽量化というんでしようか、今までスチールの缶に入っていたものがペットボトルに移行するようになったとか、そういったことで一部についてはごみの軽量化ということもあるのではないか。このごみ排出量というのはあくまでも重量で示してありますので、かさで示しているものではございませんから、そういう3点、市民の皆さんの意識の変化、長く続いている経済情勢、そして、ごみそのものの軽量化、このあたりがいろいろな形で絡んでごみ量の推移にあらわれているのではなからうか。これはあくまでも推測でございますが、今までこういう形での説明をさせていただいています。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】 どうぞ。

【D委員】 先ほど質問しようかなと思つたのですが、ごみ袋を有料化するというのは、ごみの減量化にかなりきていてのではないかなという気がしているんですね。市指定のごみ袋以外では出してはいけませんという、結局、ごみ袋を買わなくちゃいけない。これはごみ収集が有料化しているというのと同じことですよ。そういう意識を市民が知ることになると、ごみを出さないようにしようと、そういうこともあるのではないかなと思うのです。ですから、そのところについてのごみ袋の売れぐあいと、このごみの減量化というのが1対1の相関じゃないだろうと思いますが、そういったところもちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思います。そういうことで、ごみ袋をかなり徹底的に、それ以外で出したものは収集しませんとかという、そんなことをやつたことがあつたのですが、私は、それからだんだんごみが減つていったような気がしています。具体的な数字は持っていませんけれども。

だから、先ほどのごみ袋、燃えるときのカロリーが高いとか低いとかレジ袋との関係でお話ししていましたが、そういう一つのメリットがあるということもあるんじゃないかということを、私は指摘しておきたいと思います。

【会長】 いろいろ御質問が出たのですが、きょうのあれは、そういういろいろ疑問を出

していただいて、それを、できれば部会をつくって、そちらで、きょう議論していただいたこと、あるいは、資料をもう少し調べていただくことは調べていただいて、その部会でもって練っていただくというか、もう少し議論していただくという格好で、部会というものを設けたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。

では、ここで10分間ほど休憩していただいて、その間に自分は部会に参加したいという人は、それなりに意思を固めていただきたいというふうに思うのですが、ここで10分間休憩をとらせていただきますので、その間、皆さん、お考えいただいて、再開した時点で皆さんに部会への参加の意思を確認したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【E委員】 その前に、どれぐらいの部会を全体的に、この廃棄物だけの問題ではなくて、この会としてどれぐらいの部会を用意して、各委員はどれぐらい残さなきゃいけないのか。

【会長】 基本的に、どこか、自分の得意とするところに所属していただいてもいいし、自分はこの部会だけというのもいいし、全部会に顔を出していただいてもいいと。

【G委員】 先ほどありましたこれまでの部会ぐらひはまた出てくるという……

【会長】 部会の数は、先ほどせいぜい4つぐらいのパーツが一応あるんじゃないかという御説明でしたね。これまで3つあったんですけど、今回、4つですね。ですから、4つがどれぐらいの頻度で開かれるかにもよると思うんですけども、当面は諮問がありましたので、この案件について、ある程度密に議論していただくという形になろうかと思ひます。

【H委員】 今お話ありましたその4つの部会というのは、どういう部会があつて、先ほど冒頭で話があつたけど、きちんとどういう部会を持って、今、一般廃棄物の処理は、あれはわかりましたが、あとほかにどういうものがあつて、どうなのかという、頻度もそうですが、どういうのがあつて。

【会長】 済みませんが、どういう部会を一応考えているかというのを一度。

【事務局】 先ほど会長からありましたように、以前は3部会で、当時は公害、廃棄物、自然緑化、この3つでした。基本、これらの問題が解決されたということはございませんので、生活環境という名前は多少変わろうかなと思ひますが、公害にかかわる部会、ここにおいては当然、習志野、よく議会で出てくる地下水の問題ですとかというのもありますので、そのような生活に密着した有害物やなんかの関係のことが案件として出てきた場合には、ここで行おうと思ひます。

廃棄物、これはまさに、今、御議論いただいている一般廃棄物の処理基本計画などの審議になろうかと思ひます。

自然保護、これは以前、自然緑化ということでありましたが、習志野市の場合、具体的な場所を言いますと、例えば谷津干潟、あとはハミングロードの問題、あとは今後出てくる緑化推進に関して、実を言うとか国のほうから市町村まで、緑化に係る基準の事務が一部移管されるということもわかっておりますので、それらの干潟の保全の部分、あとは緑化の推進の部分なんかを諮るということになろうかと思ひます。実際に自然保護部会なんか

で言うと、以前、ハミングロードの再生計画、このたぐいが議論で皆さんのほうのご審議をいただいた部分です。

エネルギー部会、これにつきましては、この後、報告事項であります、一番メインになってくるのは省エネと地球温暖化の問題。実際、習志野の場合、既に地球温暖化に係る計画をつくっておりますが、これについての改訂を予定しておりますので、これは当然、市長より諮問させていただいて、御審議いただくという経過をとっています。

そのほかに、例えば環境に絡むもの、実を言うと、環境はかなり幅が広いので、必要があることであれば、この4つになじまないという言い方はおかしいですが、付議できないものがありましたら、新たな部会も組織したい。当面としましては、今、廃棄物部会とエネルギーに関しては計画の見直しが予定されておりますので、何らかの形で皆さんのほうの御審議の上、部会をつくる必要があろうかなと考えております。ただ、基本はこの4部会、必要であると、事務局は考えております。

【会長】 よろしいですか。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

【会長】 廃棄物にも非常に興味あるけども、別のほうにもコミットしたいということで、今回は必ずしもというのでも結構ですから。

【B委員】 この4つは、今の話で理解できるところなのですが、大体、全体的に環境審議会という中でやる、地球温暖化防止対策、例えば、エネルギーもその一つだよという今の説明だったんだけど、タイトルとしては地球温暖化防止対策のほうも重視したほうがいいんじゃないですか。そこの明確な問題かもしれないけども、包括する意味であればね。それを事務局に、会長に進行上の利点を知りたいのですが。

【会長】 だから、名称をエネルギーという表現ではなくて、地球温暖化防止関係と、そういう名称のほうがいいのではないかという提案だと思う。それは、部会をつくるときにどういうイメージにするかということで、当然、問題になるかと思うのですが、今、執行部のほうが考えておられるのは、ざっくり、こういうふうな分野だよということで御理解いただければいいのではないかと思うんですが。そういうところに、皆さんがそれぞれに興味を持ってどこかに出席していただくと。場合によっては、全部に出席していただいてもいいですよ。

【B委員】 聞きたいのですが、包括するタイトルの問題ですから、もちろんエネルギーだけではなくて、地球温暖化防止という話も、いろんな形でCO₂を含めて出てくる話でございますから、先ほど会長がおっしゃったように、そういうことを含めれば、タイトルとして果たしてあれでいいのかということだけの話ですので、今言うみたいに、どこかで所属するのは当然、数的に承知しますので、私はタイトルを変えたほうが、いろんな審議するに、部会として話し合うのにはいいんじゃないのかなと思うので、そこを議論していただきたいなと。

【会長】 多分、執行部のほうも地球温暖化という名称でもそれほど問題は多分ない。

【事務局】 実を言うと、今回、部会が柔軟につくれるということは、逆に言うと部会の名称も会長が審議会に諮ってというところがありますので、先ほどあったのは、雑駁に言って、今言ったような状況の4部会かなと。だから、それをエネルギー部会にするのか地球温暖化部会にするのか、もしくはエネルギーと地球温暖化は別だよと。これは審議の案件によっても変わろうかと思しますので、そこは名は体をあらわすではないですが、皆さんのほうで審議を諮っていただく中で、部会の設置というのは柔軟に対応していきたいなと思っています。

【会長】 さっきの4つというのは、部会には固定しているわけではないということを理解していただいて、だから、そのときにふさわしい名前を、極端に言えばつけければいいんじゃないかというふうに思しますので。

【B委員】 だから、今、議論の最中ですから。

【会長】 だから、地球温暖化関連の部会の名称でもいいんじゃないかなというふうに思しますので。

【副会長】 一つつけ加えればいい。

【B委員】 つけ加えればいい。

【会長】 だから、そういう部会が想定されますよということを踏まえて、当面、何をしていたきたいかということ、この廃棄物部会に所属されるのかどうなんですかということ、10分後ぐらい、だから4時5分ぐらいには、休憩が終わって、そこで挙手なり何なりで決めたいと思しますので、暫時休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

〔休 憩〕

【会長】 定刻になりましたので、審議会を再開させていただきたいと思います。

それでは、もう一度確認しておきたいと思います。きょう決める最大のことは、部会をつくるということ、廃棄物部会をつくるということと、その廃棄物部会に所属する委員の方を決めるということ。部会長は、1回目の部会のところで皆さんで相談していただいて部会長を決めていただくという、そういう運びになるかと思えます。

何回か審議会をしていただいた結論、先ほどの事務局の予定では5月末ごろまでにある程度結論を出していただいて、その結論をこの全体の会議に報告をして、了承する。それなりのメンバーの人たちで部会をつくっていただきますので、できるだけ部会で決められことは全体としても尊重するというのでやらないと、なぜ部会をつくるのかというのがわからないと思うので、そういう運びでやりたいということだと思いますが、それでは、まず廃棄物部会に所属してもいいというか、したいという方、恐れ入りますが、挙手をお願いしますか。事務局のほうでお名前を確認していただいてよろしいですか。

【事務局】 副会長、B委員、G委員、I委員、J委員、A委員、C委員。よろしいでし

ようか。

【会長】 もう一件は、この改訂案についてという案がきょうはあるんですが、これについて市民の皆さんの意見を協議したいという、パブリックコメントという表現がありますが、それをとりたいということで、事務局のほうで想定されているようですが、そういう格好で市民の皆さんに意見を聞くという、そういう機会を設けたいという提案ですが、それを了承したいと思います、よろしいでしょうか。

では、そういうことで了承したいと思います。

報 告

- ① 地球温暖化防止関係に係る計画策定について
- ② 習志野市の放射能対策について

【会長】 それでは、諮問にかかわる件については、これで終わりました、次に報告事項について事務局から。

【環境政策課長】 改めまして、環境政策課長です。報告事項の1番目、地球温暖化防止に係る計画策定について御説明させていただきます。

先ほど私のほうで言葉足らずだったかなと思うのですが、後ほど、またこの計画策定が諮問ということになりますと、これに係る部会がまた創設されると思います。その際にはまた皆さんのほうで、ぜひ部会のほうに参加していただいて御議論をいただければなというか、逆に言うと、それぐらいこの地球温暖化防止に係る計画というのは喫緊の問題でありますので、ただ、きょうは現状を御報告というところにとどめさせていただきたいと思っています。

スライド説明

以上、報告で、これにつきましては、逐次、方向が見えた段階で、この環境審議会等の場で皆さんにお知らせしていきたいと思っています。以上です。

【会長】 引き続いて、もう一つ、放射能対策について。

【環境保全課長】 よろしく申し上げます。私のほうからは、習志野市の放射能の状況の報告になります。

お手元の資料といたしましては、A3の横が織り込みになった4ページ、紙は2枚です。

この資料に入ります前に、若干、習志野市の経過説明を申します。今回、大震災がございまして、放射性物質について市民の不安の声が高まったために、昨年5月26日、庁内の横断組織ということで、習志野市放射能等対策委員会、正式には放射性物質による汚染対策委員会と言うべきですが、そういうものを設置いたしました。トップを副市長といたしまして、以下、副委員長には私ども環境部長、その下には防災関連として安全対策、消防本部、健康関係、子どもの保育課、教育委員会、施設としては浄化センター、水道の供給者として企業局、課長クラスをメンバーにして、環境保全課、私どもが事務局ということで、内容といたしましては、情報の共有と具体策を決定するというのを業務に、これまで5回開催しております。

資料説明

放射性物質に関する報告は以上でございます。

【会長】 今、2件、報告いただいたのですが、一応、報告事項なのですが、何か御質問がありましたら。どうぞ。

【G委員】 4地点で該当した土の除去をやっておりましたね。その除去したというのはどちらに保管をしているのですか。

【環境保全課長】 保管ではございませんで、現状、本当にたまっている場所の、例えば、ここは高いのですが、30センチぐらい外すと全く同じなのです。ですから、このところを薄く1センチか2センチ削り取りまして、その土を利用していない公園なら公園の隅っこのほうに、深さ30センチぐらいの穴へ、そういう形でやっております。

【K委員】 建築中のコンクリートの建物の線量というのは、はかったことはありますか。

【環境保全課長】 1件、これは代替地の件で、コンクリートの擁壁を最近、ということで、代替地を買われた方が心配されてはかってくれということではかりましたが、0.1幾つ、そんな状態でございます。あと、詳細な結果は私まだもらっていないのですが、今、建築中の公共施設については、ほとんどは震災の前にもコンクリート打ち入っていると。念のために書かれていることで、教育委員会のほうで貸し出して、今週いつているかと思うのですが、結果は私のところでは聞いていないのであれですが、入っていないということは、多分、結果としては大丈夫ではないかと。

【G委員】 それと、今、こちらの1ページの真ん中に習志野市の基準、24年1月現在、これは基準をつくったということで、たしか、12月の議会、6月、9月も含めて、国基準と市の基準はどうなんですかという、私の質問ではなくて、ある議員が質問した際に、習志野市は特段、基準をつくらないという答弁を受けたと記憶しているのですが、これの基準をつくった理由はどういう理由でしょうか。

【環境保全課長】 国の基準を私ども待っております。つまり、習志野市で独自で基準をつくらない。ということは、それを各市町村がやると、同じ数字でも習志野はバツけど、船橋はマルで、市川へ行ったらまたバツで。これはおかしいので、法律的な基準が出るのを待っていたのですが、国が示された基準というのは0.23です、法律の中で。私も説明会に行きまして手を挙げて聞きました。はかる場所がいっぱいあるのだから、それを示してくれないと困ると。そうしたら、向こうが言うには、文科省ではかり方の通達が出ているから、そっちを見てください、そういう話なので、あちこち読んでみましたら、そういう形で構成されたということで、これは一段落、これは当然、踏まえようじゃないかということでつくったのですが、では砂場はどうするんだ。国がその後決めていませんので、ですから基本は同じだと思うのです。その国が定めた基準を準用する形で、つまり、年間の追加放射線量を、今回の事故による追加放射線量を1ミリシーベルトを超えない数値というのが0.23と決めました。それを基本にして決めているということで、今、独自で決めない。国のものをそっくり使うという、それができれば理想だったのですが、なかなか市民の皆さんの不安におこたえするためには、基本的にそのままを持ってきたのではか

なり足りないのではないかということで、そういうものをつけさせていただいている、そういうふうに御理解をいただければと思います。

【会長】 どうぞ。

【B委員】 農産物のものですが、簡単に書いてある、習志野市のイチゴ農家が来て、ホウレンソウ農家が来て、結構そういう点あるんですけど、どの地点のものですか。漠然とイチゴとホウレンソウとしているけれども、それは農家の名前を言っはまずいから、その地点ぐらいいね。

【環境保全課長】 詳しいデータとしてないのですが、県の報道の中では習志野市というだけで。

【B委員】 後でそれを聞いて。

【環境保全課長】 わかりました。担当に話しておきます。

【D委員】 7月に機械を交換しましたよね。

【環境保全課長】 はい。

【D委員】 そのときに同じ線量、新旧でやって機差はなかったですか。

【環境保全課長】 機差はございます。大きく2つ特徴があります。この辺の高いところのほうがりわかりやすい。習志野ぐらいいの濃度ですと2倍ぐらいい、簡易型で、しかもガイガー・カウンターだったので、15%から20%ぐらいい高目の値が出る。

【D委員】 今回の機械のほうですか。

【環境保全課長】 いや、ガイガー・カウンターのほうが

【D委員】 そうすると、震災前のデータというのはい。

【環境保全課長】 私ども全くございせん。

【D委員】 どの程度、震災の影響によってふえたかということはいわからないということですね。

【環境保全課長】 本来ですと、そういうものをやっいて、どのぐらいいの影響があつたのかということがわかれれば、逆に国の基準を待つまでもなく、ある意味、独立ではなくてきたのかと思いますが、とにかく放射性物質の被害を受けるかどうかというところ、特に公害分野としても何も考えてございせんので、環境基本法に別個で扱おうと明記されておりますので、事前にはございせんでした。

【会長】 一応、報告事項なので、先ほどの環境政策課長の御報告に関して、何か御質問ある方。

〔「1つだけいいですか」と呼ぶ者あり〕

【会長】 どうぞ。

【E委員】 柏井からの水の中で一時的に130ベクレル超えるような……

【環境保全課長】 130ベクレルという数字。

【E委員】 ヨウ素のほうで。一時的に言うということは、今のまま全体、水がそういう汚染されているわけではなくて、どこか施設的な問題で生じたと思うのですが、今後の対

策として、なぜそれが起こったのか、今後どうするかということは、まだ今後の議論ないでしょうか。

【環境保全課長】 それについては、特に千葉県水道局のほうからは何か対策をしたとか、今後の、それ以降、毎日分析をしているのですが、その構造的な、つまり、柏市浄水場へ入ってきた水、もっと言えば、松戸で供給している水、ちば野菊の里浄水場、ここはもうちょっと北側にありますが、その水、一体、それがどこから来たのかというのは、一般的に今、特に原因はこうで、こういうふうになったからこことここが高くなったというようなことはありません。

【会長】 ヨウ素は半減期が短いので、震災後1年以上たったら、もう半減期でもって相当減っているんで、多分、柏井あたりに高いヨウ素のものが再び出るという可能性は非常に薄いんじゃないかと思います。

【E委員】 ただ出ていたのは3月なので、かなり時間がたっているんで。

【会長】 3月だから。

【E委員】 去年の3月。

【環境保全課長】 震災が13日にごさいまして、その後、センセーショナルなテレビで建屋が飛ぶというシーンのごさいまして、その後、3月20日のお彼岸過ぎに4日間ぐらい習志野市でも雨が降った。そのときの雨、たまたま放射性物質が飛んだのですが、遠い部分が、特に濃い部分が、お気の毒なことに柏とか松戸、その辺に行っただのではないかというのが一番、今、可能性が高い話として言われるところだと思います。

【B委員】 その計画、3月ぐらいたったけね。その今の取り扱いの、今、生きている話ですから、その現状報告というか、こういうのは市議会では言わないのですが、こういう状態だとか。今言ったら長くなるけども、いずれ審議会で言うかどうか。

【事務局】 審議会に諮る諮らないの前に報告ということで、結果は御報告する予定でいます。来年度、これも今、議会のほうにお願いしている部分があれば、今の計画の検証に関して行うということでの計画は提出しています。

【C委員】 温暖化のほうの話ですが、今、市がなかなか決めかねていると。それは東日本大震災の影響と京都議定書以降の枠組みがわからない。なのに12年中に何かやるというのは何を考えているのですか。

【事務局】 恐らく、国のほうとしては各自治体、それは県を含めてですが、国の方針がしっかりしないと、県、市町村の方針がなかなか出せないというので、国自体が御存じのとおり、原発に頼っていた部分をどうふうに修正するかを早く方針を出さないと、各市町村、実をいいますと環境省と経済産業省……

【C委員】 それはわかるのですが、習志野が12年中にこういう形でつくるとおっしゃったのは何で。

【事務局】 習志野市が12年中につくろうかなと思っていたのは震災の前のことで、今回は12年度中につくろうと思っていたことが難しいので、それを延ばしますということ

の御報告ですね。国がもともとの方針でいくと、習志野は2012年につくる予定でいたのを延ばしますという御報告です。

【C委員】 ただ、市長からの諮問事項にもう一つ、これは上がるようなことを最初におっしゃっていました。

【事務局】 それは全く今回と同じで、素案ができた段階では皆さんのほうにお諮りをするという段取りで、その段取りをやるのが、本来であれば平成24年度であったわけですが、それが延びますということです。これを見ていただくと、もともとの実行計画も24年度で終わっちゃう予定だったんですね。その前のこの推進計画の24年度で終わる予定だったので、本来であれば24年度中に素案をつくって、皆さんの御審議をいただいて、25年度からの計画と考えていたのが、国自体がそれをおくらせるよといったので、我々もこの平成24年度をおくらざるを得ないという状況の報告なのです。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

【会長】 よろしいですか。

【H委員】 先ほどの部会を4つつくるということで、廃棄物のほうは今、挙手されて委員の方が決まりましたが、あとほかの3つについてはどうされるのか、それもきょう決めるのか。

【会長】 その課題が出たときに、それぞれに……

【H委員】 課題が出なければ、やらないわけですか。

【会長】 ただし、全体会議というのは、今回の廃棄物関係から報告や意見がまとまった段階で全体会議に諮って決めるという作業がありますから、全体会ではまだ皆さんには…
…

【H委員】 それは廃棄物のことですよね。

【会長】 そうです。

【H委員】 ほかの部会のことは。

【会長】 ほかの部会は、具体的にその案件、こういう案件が出たときに。

【H委員】 こういうことを諮問してくださいと来た時点でやるということですか。

【会長】 諮問というか、こういうことを審議したいというときにやるということ。

【H委員】 それは、どこから、市長からとかですか。

【会長】 市長部ないし、関係の部署から来る。だから……

【H委員】 我々から提案するのではなくて。

【会長】 もし、こういうことをやりたいという、逆にあるのであれば、そういうことを提案していただいても、ある程度、いいかもしれません。

【B委員】 先ほど私が言ったのは、今、環境政策課長のところで3つのものをつくりたい、改訂しますということを事前に言っていて延期になっているわけじゃないですか。だから、それを検証してくれというか、現状の報告も含めて必要だから、その部会ならつくったほうがいいんじゃないかなということを、私の方もつくるという前提、H委員と同じ

ような気持ちでおったから、いっぱい出てくるとは思わなかったから、地球温暖化対策がつくったらどうだという意味で、今、報告があったみたいに、この検証も含めてやらなきゃいけないだろうから、つくり放しじゃしようがないので、何日とかということもあるだろうから、そういう意見を聞くためにも、そのぐらいの部会をつくってもいいんじゃないのと、みんなで議論してもいいんじゃないのと、審議会でね、と思ったんですよ。

【会長】 その辺のことは検討してみてください。

【事務局】 基本は、まずすべての委員に御報告する場、御審議を提案する場という、通称、全体委員会というんですか、これをまず開いた中ではやっていく中で、今回のように審議が必要だという形になろうかなと思うので、そこで部会の設置ということで、H委員、樹木匠の関係で御参加されている中でいけば、例えば緑化に関して、我々のほうとしては緑化率等を含めて御報告する場が今後必要になってくるという中でいくと、まずは皆さんに共通の御理解をいただいた中で、それを部会におろして、部会で御審議いただいたのを、また全体会のほうでという形での進行になろうかなと思います。

その点でいくと、今回の廃棄物部会に関してはかなり具体的な御報告ができて、審議の内容もわかったということでの、先ほど会長からありましたように、部会の設置につながるのかなと。ですので、温暖化についても、放射能対策がどうなるかはありますが、今後によっては御報告する中ですぐ開催したほうがいいんじゃないかという形になろうかなというのは、委員方の御意見の中で煮詰めていただいて、我々事務局のほうで事務的な手続はさせていただきたいと思います。

【副会長】 こっちからの受けとめ方として、こういう議論が起きるのは、ちゃんと部会を3つなら3つ、4つなら4つつくって、皆さんがそれぞれ所属している中で、今回は廃棄物部会でこの諮問を議論してもらいましょうかと、こういうイメージだったんだと思うのです、先ほど来。これが4つになることもあり得るよという提案だったら、それが提案されて、とりあえず廃棄物というので、先ほど手を挙げた可能性が強いと思うんですよ、こういう議論になるのは。だから、ほかの部会はどうなるのというのが出てくる話ではないかなと思うんですよ。その辺は設置しないでもいいのかどうか。設置しておくという意見があるわけですよ。

【会長】 この間の条例の改正の中で、多分、市のほうで決められたシステムというのは、前回のような固定した部会ではなくて、課題ごとに部会を立ち上げるか立ち上げないかを決めてやりましょうというやり方を市のほうで決められたんでしょう。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【B委員】 私は議員だから、当然言っているときも、同じように4つの例を出して、4部会あれば、ちょうどメンバーがいい、4部会ということ、この間、出したんですよ。私の認識としては、今おっしゃったように、これを出したから、4部会でいって、それは諮問があるかないか別ですよ。諮問があるのは、今、廃棄物だから、それは早急にやらなきゃいけない。ほかだって、今みたいな報告は指定がされているんだから、例えば、現状ど

うなのかも含めて議論する余地があるんだから、当然、つくるのかなと思っていたわけで、ところが、きょうは、そういう説明の中で柔軟に部会がつくれますよということだけ言えばいいのに、例えばみたいの4つ出しちゃったから、ああ、あれができるのかななんて思うと……

【副会長】 だから、遠慮しちゃう人がいると思うんだよ。廃棄物って言われたときに、私はエネルギーのほうがどっちかといいかないと、そういう説明が。きょうはとにかく廃棄物の部会だけが設置されて、その中で挙手された方に参加してもらいますよとなれば、もうちょっと出たかもしれないですよ。

【会長】 さっき手を挙げられなかった方でも、例えば、具体的に何月何日にやりますというふうになったときに、参加したいという方は、ぜひ参加していただいて結構なんです、基本的に。そういうシステムだという御説明です、極端に言うと。

【事務局】 今、副会長含めて、改めて補足していただくような形で説明があったと思うのですが、先ほど会長から部会のほうに所属の委員はということで挙手をお願いしたいのですが、それはまさにフレキシブルに考えていますので、もしかしたら、委員の中には誤解されていた方もいらっしゃる部分があると思うので、きょうエネルギー部会をつくるよ、きょう何とか部会をつくるということではないです。きょうの結論は、廃棄物のこの計画を今後審議していく部会をまず立ち上げる中で、そこにぜひ委員に参加をしていただきたいという、事務局のほうの意向もありますので、改めて、もしよろしければ、会長から挙手をお願いしていただければ、誤解が解けたところでふえるかもしれませんので。

【会長】 それでは、先ほど挙手された方以外で、そういうことだったら廃棄物部会に入りたいという方がいらっしゃったら、もう一度手を挙げていただけますか。先ほど手を挙げていただいた方以外で、できれば。

もし何でしたら、全員に廃棄物部会にいつてやるかという人定はある程度、決めるときは、きょう、手挙げた方を中心に決めたほうがいいと思うのですが、それを決めていただいて、通知は全員に出していただければ、その日、都合がつくかなということで出ていただく分には構わないと思うので、そういう格好で通知していただけますか。

【事務局】 わかりました。それは事務局のほうで、今回、廃棄物部会ということですが、開催の日時等はすべての委員に通知したいと思いますので。

【E委員】 今の話なのですが、基本的には部会の中でも4つあって、その大もとになっているのは、ここに基本理念のところ循環型社会の形成というのが大きな枠組みだと思うのですね。それぞれ部会が相互に関係していることなので、それぞれの部会がどういうことが議論の対象になりそうなのか、もう少し整理しないと、ある部会だけで決めたけど、ほかの部会と整合性なくちゃったといったら基本的なところに対応できなくなってくるので、それぞれの部会がどういう働きが期待されているのか、あるいは、どういう案件が今、残っているのか、市ではそれがどういうふうに取り組める可能性があるのかというあたりの情報の整理を、ぜひよろしくお願いします。

【事務局】 わかりました。そうしましたら、第1回の部会の通知のときに、今、市のほうで想定している御審議いただきたい内容というものを、羅列にはなろうかと思いますが、つくる中で。それを想定した中で、たまたま先ほどの4部会なのですが、こんな部会も今後考えられるのではないかと。だから、逆に言うと、案件によって、もしかしたらすべて違う部会になるかもしれないのですが、それはお示ししたいなと思いますので、それは資料として同封させていただきたいと思います。

【B委員】 念を入れておきますが、今、会長が言ったみたいに、ぜひ、主要なテーマがあったほうが、今言われたんだから、ちょっと検討して、部会を設置する、つまり、委員発言でも設置するかどうかを決めてもらわないと。市長からの諮問だけをやるのか、そうじゃないと今おっしゃっているから、御承知のように、今、検討してくれというのが意見で出ているから。それはぜひ、近々中に検討してもらいたい。以上です。

【会長】 よろしいですか。

今後の廃棄物部会の日程について、先ほど少しパワーポイントで示されていたと思うのですが、3月9日から12日。

〔「3月は議会がある」と呼ぶ者あり〕

【会長】 ということなのですが。それで日程調整をして、皆さんに通知を出していったら、会場とあれを。メインには、先ほど言ったように、さっき手を挙げた方の御都合を伺って決めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

閉 会

【会長】 それでは、大体予定した時間になったのですが、これで本日の審議会は終わりたいと思いますが、大変長い間、どうもありがとうございました。

(了)

署名委員

署名委員
